

《記入例》

- ※ 届出書中の印はシャチハタは不可です。
- ※ 文字は略さずに丁寧に書いてください。

- ◆ 届出をするときの住民登録をしている住所を書いてください。
- ◆ 婚姻届と同時に住民異動届を提出する場合は、住所、世帯主の氏名は**新しい住所、世帯主氏名**を書いてください。

- ◆ 証人は**必ず2人必要**です。
- ◆ 届出書中に同じ氏の方がいても印は**別の印**を押してください。

- ◆ 実父母（既に死亡していても）の名前を書いてください。
- ◆ 実父母が離婚している場合は、父母の現在の氏名を書いてください。

- ◆ 署名押印した印と同じ印を捨印としてそれぞれ押印してください。

- ◆ 婚姻後、夫婦は同一の氏を称します。夫または妻の氏のいずれかにチェックしてください。

- ◆ 新本籍を記入してください。左でチェックした氏の方がすでに戸籍の筆頭者になっているときは書かないでください。

- ◆ 署名は必ず本人が書いてください。

婚姻届

平成 年 月 日届出

北海道釧路市長 殿

夫になる人	妻になる人
(よみかた) 夫 氏名 釧路 太郎	妻 氏名 北海 花子
生年月日 大正(昭和)平成/西暦 63年5月18日	大正(昭和)平成/西暦 元年10月1日
住所 北海道釧路市武佐 1丁目 3番地 4号	北海道釧路市住之江町 1番地 七丁目5
世帯主の氏名 釧路 太郎	筆頭者の氏名 北海 二郎
父母の氏名 父 釧路 一郎 母 釧路 桜子	父 北海 二郎 母 鳥取 梅子
婚姻後の夫婦の氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏 <input type="checkbox"/> 妻の氏	新本籍 (左の回りの氏の方がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)
同居を始めたとき 平成 28年4月	同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事
夫婦の職業 夫の職業 妻の職業	その他
届出人 夫 釧路 太郎 妻 北海 花子	署名押印

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が土日・祝祭日でも宿直で受付しております。
この届書を本籍地でない市町村に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。
証人となる2人は、成人に達している人で、この婚姻の事実を知っている人であればどなたでもけっこうです。未成年者が婚姻するときは、父母（養子のときは養親）の同意書が必要です。

証人 (必ず2人必要です)	阿寒 一太郎	音別 夢子
生年月日	大正(昭和)平成/西暦 35年3月10日	大正(昭和)平成/西暦 元年12月14日
住所	北海道釧路市阿寒町中央 1丁目 4番地 1号	北海道釧路市音別町本町 1丁目 40番地
本籍	北海道釧路市米町一丁目 1番地	北海道釧路市音別町本町 一丁目 40番地

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

「」は、あてはまるものに○のようにしるしをつけてください。
外国人と結婚する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつけられますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。再婚のものはふくまれません。

婚姻によって、住所や世帯主が変わる方は、この届の他に住所変更届、世帯主変更届の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

なお、婚姻届と同時にこれらの届を出すときは、(2)の住所、世帯主欄は、変更後の住所、世帯主を書いてください。

◎日中連絡がとれるところ

夫の電話	妻の電話
絡 (090)1234-5678 番	(080)4321-8765 番
先 自宅・勤務先・呼出(携帯) 方	先 自宅・勤務先・呼出(携帯) 方

- ◎ 署名は必ず本人が自署してください。
- ◎ 印は各自別々の印を押してください。
- ◎ 届出人の印をご持参ください。
- ◎ 虚偽の届出防止のため本人確認を行っています。官公署発行の身分証明書（運転免許証・パスポート等）を持参してください。
- ◎ 届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく）に活用され、厚生労働省所管にも用いられます。

- ◆ 携帯番号等、平日の昼間連絡のつけられる番号を必ず書いてください。

戸籍及び住民票の出来上がりについて

釧路市役所の執務時間内(8:50~17:20)に提出いただいた場合、出来上がり日時は、平日のみで数えて3日後の8:50となります。
執務時間終了後や休日に提出いただいた場合は、平日のみで数えて4日後の8:50となります。

例1：月曜日の執務時間内提出 → 木曜日の8:50 出来上がり

例2：木曜日の執務時間内提出 → 翌週火曜日の8:50 出来上がり

例3：木曜日の執務時間終了後提出 → 翌週水曜日の8:50 出来上がり

例4：土曜日提出 → 翌週木曜日の8:50 出来上がり

※各支所(執務時間外・休日提出不可)又は行政センターへ提出いただいた場合は、上記からさらに1日後となります。

※届書の審査内容によっては、更にお待ちいただく場合もありますので、ご理解・ご協力をお願いします。

※年度替わりの時期や年末年始、大型連休等の前後は更に日数を要します。詳しくはホームページでお知らせします。